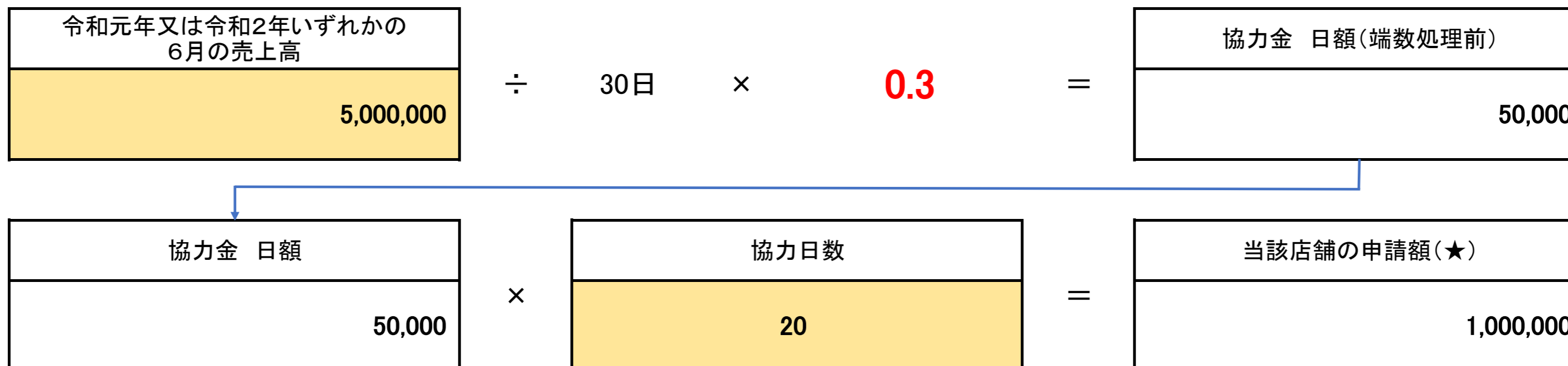


【売上高方式（措置区域外の飲食店用）】算定様式 ※中小企業・個人事業主のみ選択

記入例

※売上高は消費税及び地方消費税を除きます。

（単位：円）



上限額: 7.5万円  
(千円未満の端数は千円単位に切上)

【さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の皆様】  
この算定様式はまん延防止等重点措置の措置区域外の飲食店が使用する算定様式のため、**使用しないでください。**

【その他の市町村の皆様】  
令和3年6月1日から令和3年6月20日までの全期間について、この算定様式により計算してください。